

令和3年度 第12回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和3年12月21日（火）**18:30 - 20:35**

会場：レインボーセンター 多目的ホール

1 開 会 **18:30 - 18:32**

2 会長あいさつ **18:32 - 18:35**

3 議 題 **18:35 - 20:25**

【自主的審議事項】

- ・直江津まちづくり構想について（三八朝市周辺まちづくり協議会との意見交換）

【報告事項】

- ・三の輪台いこいの広場の有効活用にかかる市場調査について

- ・市民いこいの家の温浴機能の廃止及びその後の利活用について

4 その他 **20:25 - 20:35**

- ・地域活動支援事業採択事業「海鮮市場事業」の実施方法の変更について

- ・次回地域協議会

1月18日（火）午後5時00分～ レインボーセンター 多目的ホール

5 閉 会

三八朝市周辺まちづくり協議会との意見交換について

1 テーマ

三八朝市の存続について

2 意見交換の進め方

(1) 全体での意見交換 (30分)

- ・市観光交流推進課職員から、出店の条件や出店数等について説明。
- ・三八朝市周辺まちづくり協議会から、事前に送付した質問・意見等を踏まえ、現状や課題、未来への展望等をお話しいただく。
- ・その後、全体で意見交換を行う。

(2) 班別協議 (30分)

- ・全体協議後、委員が3班に分かれて、問題点や解決策等について協議する。
- ・班別協議の結果は、次回の地域協議会で共有する。

3 三八朝市周辺まちづくり協議会への質問・意見等 (事前に送付)

<質問>

- ①朝市の現状の課題（出店者の減少や場所のことなど。）とそれをどう捉えているか、分析しているか、をお聞かせください。
- ②未来への展望という観点で、今後どうするのか、どういうことを考えているのか、をお聞かせください。
- ③出店の条件に課題があるとお聞きしましたが、状況をお聞かせください。
- ④三八市の出店登録数、現在の出店数（常時）を教えてください。
- ⑤後継者問題について、承知されていることがあれば、お聞かせください。
- ⑥三八市は、既存の場所でよいのでしょうか。通りに面している家々との関係は共有されているのでしょうか。

<意見>

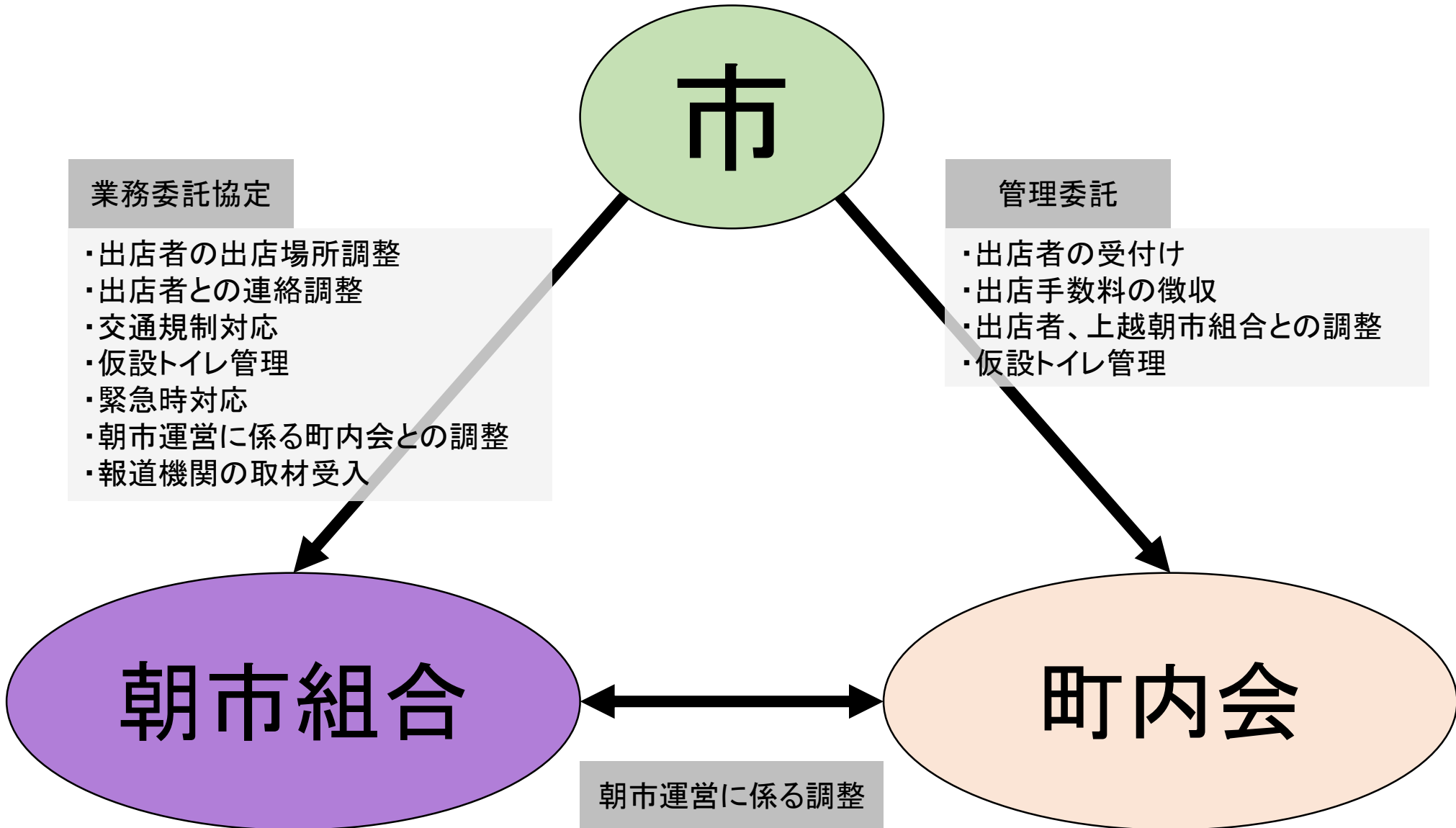
- ・朝市の継続と課題解決について、いっしょに考えていきたいと思えます。

<提案>

- ・既存のお店と新たな客層の開拓に、多様なお店を紹介する情報の発信をすべきではないでしょうか。広報にお店紹介など掲載してはどうでしょうか。

朝市運営に係る主要3者相関図

参考資料



「朝市」出店者 を募集しています

市場名

	二・七の市	三・八の市	四・九の市	一の日市
開催日	毎月 2と7の付く日	毎月 3と8の付く日	毎月 4と9の付く日	毎月1の付く日 ※31日は除く
時間	午前7時頃 ～正午頃まで	午前7時頃 ～正午頃まで	午前7時頃 ～正午頃まで	午前7時頃 ～正午頃まで
場所	大町3丁目	中央2・3丁目	大町4・5丁目	柿崎区 第3・第4区

出店条件

①～③の基準をすべて満たしている人

- ① 上越市、妙高市、糸魚川市に在住していること。
- ② 市場の秩序や関係法規を遵守する人であること。
- ③ 反社会的勢力（暴力団等）に関係していないこと。

※出店許可後であっても、上記出店条件を満たしていないことが分かったときや、出店権利を譲渡または転貸したとき、市場の秩序を守らないときは、出店許可を取り消す場合があります。

出店手数料

※1小間（幅2.0m×奥行1.5m）あたりの金額です。

○二・七の市、三・八の市、四・九の市

・常時出店：80円／1回 ・臨時出店：120円／1回

○一の日市

・常時出店：70円／1回 ・臨時出店：400円／1回



朝市への出店手続きについて

出店条件

以下のすべての基準を満たしている人

- ① 上越市、妙高市、糸魚川市に在住していること。
- ② 市場の秩序や関係法規を遵守する人であること。
- ③ 反社会的勢力（暴力団等）に関係していないこと。

※出店許可後であっても、上記出店条件を満たしていないことが分かったときや、出店権利を譲渡または転貸したとき、市場の秩序を守らないときは、出店許可を取り消す場合があります。



出店形態および出店手数料

区分	出店方法	出店手数料 (1 小間あたり)	備考
常時出店	年間を通して出店	80 円 / 1 回	年度の途中からでも出店可
臨時出店	月に数回臨時的に出店	120 円 / 1 回	

【例 1：4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで常時出店する場合】

@80 円 × 1 小間 × 月 6 回 × 12 か月 = 5,760 円を事前納付

【例 2：6 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで常時出店する場合】

@80 円 × 1 小間 × 月 6 回 × 10 か月 = 4,800 円を事前納付

※1 小間 = 幅 2.0m × 奥行 1.5m

※柿崎区一の日市の出店手数料は、1 小間あたり常時出店 70 円 / 1 回、臨時出店 400 円 / 1 回です。

出店手続きの流れ

項目		手続き時期 (出店希望日から逆算)	内容	対応者
食品営業許可 ※食品販売の場合のみ		1 か月前	上越保険所生活衛生課へ相談 (025-524-6135)	<ul style="list-style-type: none"> 上越保険所 出店希望者
出店条件、出店内容等の確認		2 週間前	<ul style="list-style-type: none"> 出店条件、出店内容の確認 書類提出 ☆提出書類：反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 	<ul style="list-style-type: none"> 出店希望者
出店場所の調整		2 週間前 ～出店当日	<ul style="list-style-type: none"> 上越朝市組合と現地で出店場所の調整 市場のルールや注意事項等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 上越朝市組合 出店希望者
出店許可申請書の提出、出店手数料の納入	常時出店	出店初日	<ul style="list-style-type: none"> 申請書と出店手数料を常設露店市場管理受託者(※3)へ提出 ☆提出書類：常時出店許可申請書(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> 出店希望者 常設露店市場管理受託者
	臨時出店	出店当日	<ul style="list-style-type: none"> 申請書と出店手数料を常設露店市場管理受託者(※3)へ提出 ☆提出書類：臨時出店許可申請書(※4) 2回目以降は、出店毎に申請書と出店手数料を常設露店市場管理受託者へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> 出店希望者 常設露店市場管理受託者

(※1) 市と上越朝市組合は、出店場所の調整や、出店者との連絡調整、交通規制対応等の業務の委託協定を締結しています。

(※2) 常時出店許可申請書は、No.1の警察からの回答後、市から出店希望者へお渡しいたします。

(※3) 常設露店市場管理受託者は、市が出店料の徴収を委託している団体で、市場開設日に各出店者を訪問し、出店料を徴収しています。

常設露店市場出店者数推移

◆ 常設露店市場出店者数推移

①常時出店

市場名	H29	H30	R01	R02	R03
二七の市	52	43	35	34	34
三八の市	43	38	33	32	31
四九の市	44	35	25	26	27
合計	139	116	93	92	92

②臨時出店

市場名	H29	H30	R01	R02	R03
二七の市	671	723	825	874	1,210
三八の市	372	385	374	401	597
四九の市	412	478	610	620	582
合計	1,455	1,586	1,809	1,895	2,389

※R03はR03上期実績 + R02下期実績

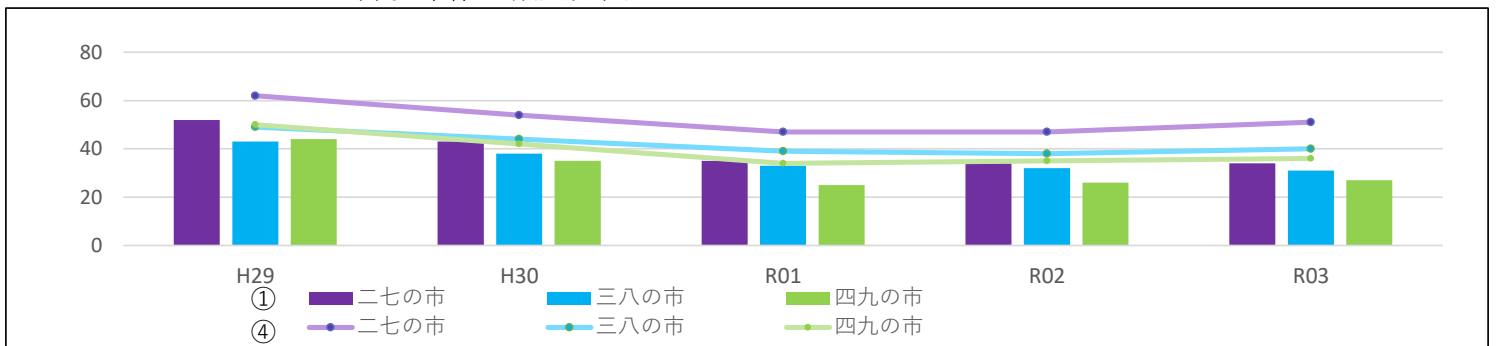
③1回あたりの臨時出店数平均

市場名	H29	H30	R01	R02	R03
二七の市	10	11	12	13	17
三八の市	6	6	6	6	9
四九の市	6	7	9	9	9
合計	22	24	27	28	35

④1回あたりの出店数平均 (①+③)

市場名	H29	H30	R01	R02	R03
二七の市	62	54	47	47	51
三八の市	49	44	39	38	40
四九の市	50	42	34	35	36
合計	161	140	120	120	127

※年間72回、小数点以下切上げ



◆ 移動露店市場出店者数推移

市場名	H29	H30	R01	R02	R03	
観桜会	320	295	274	0	40	
八坂神社春祭礼	2	3	2	0	0	
坂田池観桜会	2	2	3	0	0	
お引き上げ商工まつり	115	99	108	0	0	
上越まつり	高田	18	19	19	0	0
	直江津	94	91	87	0	0
	八坂神社	8	20	20	0	0
納涼花火大会	7	3	7	0	0	
菅原神社例大祭	18	16	15	0	0	
謙信公祭	14	9	4	0	0	
八坂神社秋祭礼	3	2	2	0	0	

三の輪台いこいの広場の有効活用に係る
サウンディング型市場調査の実施要領

令和3年度

1 調査の目的

調査の目的は次のとおりです。

- 上越市では「公共施設の適正管理の推進」として、維持管理コストの削減のほか、機能が重複する施設の適正配置や民間譲渡を行うことで、施設総量の抑制と維持すべき施設の長寿命化に取り組んでいます。
- 今回、調査の対象とする「三の輪台いこいの広場」は、平成 27 年度以降、管理人が不在で、市民が自由に利用できる施設として活用しています。
- 現在、市では今後の施設の利活用策を検討していますが、行政が主体ではなく、まずは民間事業者等の創意工夫を最大限活かし、利用率の向上などを図ることを第一に考えています。
- このため、民間事業者等の経験やノウハウを活用した施設の利活用策の提案のほか、施設の譲渡や貸付等、事業の継続に向けた条件等を整理することを目的に、「サウンディング型市場調査」を実施します。
- ※ サウンディング型市場調査とは、公共施設等の活用等について、事業検討の段階で、公募による「対話」を通じて民間事業者や市場の動向を調査することです。行政は事業の実現可能性や活用に向けたアイデア、市場性などを把握でき、民間事業者にとっては行政の運営方針や考え方を事前に確認できるほか、考え方を直接伝えることができるなどの利点があります。

2 調査の対象施設

調査の対象施設は次のとおりです。

施設の概要については、別紙資料をご覧ください。

施設名（条例上の名称）	従前の主な機能	従前の管理形態
三の輪台いこいの広場	多目的広場	直営管理

3 調査の参加資格

調査の参加資格は次のとおりです。

- 参加者は、対象施設の有効活用にあたり、実施主体となる意向を有する法人・任意団体又は法人・任意団体のグループ
- 対象施設の有効活用にあたり、将来的に法人・任意団体となり実施主体となる意向を有する個人の集まり
- ただし、次のいずれかに該当する場合は除くものとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 上越市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの |
|--|

4 調査のスケジュール

調査のスケジュールは次のとおりです。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、日程及び事前説明会等の開催方法を変更する場合があります。

1	実施要領の公表	令和3年12月10日（金）
2	事前説明会・現地見学会の申込期限	令和3年12月17日（金）
3	事前説明会・現地見学会の開催 ※詳細はP.4を参照	令和3年12月24日（金）
4	市場調査の申込期限	令和4年 1月11日（火）
5	実施日時及び場所等の通知	令和4年 1月18日（火）
6	市場調査（対話）の実施	令和4年 1月24日（月）～ 令和4年 1月25日（火）
7	実施結果概要の公表	令和4年2月予定

5 調査の内容

調査の内容は次のとおりです。

なお、令和2年度の調査で提案数が少なかったことや、施設の利活用案において、市の整備費用が掛かる提案であったことから、施設の利活用策に関する市の条件（案）をお示しいたしますので、これらを前提に調査の内容について提案してください。

また、提案にあたっては、可能な限り事業計画や収支計画を提出してください。

(1) 施設の活用の形態

- ア 市から施設等を譲り受けて活用を希望
- イ 市から施設等を借りて活用を希望

(2) 施設の活用の方法

市民が自由に利用できる施設としての機能を残しつつ、利用率の向上を図るような活用

(3) 活用に係る市の条件（案）

- ア 公序良俗に反する活用でないこと。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供するものでないこと。
- ウ 三の輪台いこいの広場の設置目的である「市民が余暇を利用して、恵まれた自然環境の中で休養及び健康増進を図るため（三の輪台いこいの広場条例第1条）」に基づき、基本的に現状の機能を継続すること。

なお、詳細な条件につきましては、今回の調査結果を元に、市内部での調整や議会等への報告の上、決定し、現時点で確定したものではありません。

6 事前説明会及び現地見学会 ※申込方法

事前説明会及び現地見学会は次のとおりです。必要に応じてお申し込みください。
なお、遠方より参加される場合などで、別の日に説明を希望される場合は、別途、相談させていただきます。

(1) 事前説明会・現地見学会

- ・ 日 時：12月24日（金） 午前10時から（1時間程度）
- ・ 会 場：三の輪台いこいの広場

(2) エントリー方法（事前説明会、現地見学会）

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ 宛 先：sangyou@city.joetsu.lg.jp
- ・ 件 名：参加申し込み（法人等名称）
- ・ 記載事項：① 参加区分（事前説明会、現地見学会）
② 区分ごとの参加人数
③ 担当者氏名
④ 法人等の所在地
⑤ 法人等の連絡先（電話番号・メールアドレス）
- ・ 申込期限：12月17日（金）

7 市場調査（対話） ※申込方法

市場調査は次のとおりです。

(1) 実施概要

- ・ 期 日：令和4年1月24日（月）～25日（火）
- ・ 時間・場所：別途、市から連絡します。
- ・ 所要時間：60分程度／1法人
- ・ 資料提出：必須ではありませんが、可能な限り事業計画や収支計画を提出してください。

(2) エントリー方法

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ 宛 先：sangyou@city.joetsu.lg.jp
- ・ 件 名：参加申し込み（法人等名称）
- ・ 添付資料：エントリーシートに必要事項を記載し添付してください。
- ・ 申込期限：令和4年1月11日（火）

8 結果の公表

- 調査（対話）の結果は、市ホームページで概要を公表します。
- 公表内容については、事前に参加者に確認する予定です。
- 参加者の名称や企業ノウハウに関する内容は公表しません。
- 施設の有効活用策の検討に当たり、地域と協議する予定であり、提出していただいた事業計画や収支計画の概要は、公表させていただきます。

9 調査の留意事項

調査の留意事項は次のとおりです。

(1) 参加者及び対話内容の取扱い

サウンディング型市場調査への参加実績は、今後、実施を予定する事業者の公募等における評価の対象とはなりません。

また、対話の内容は、今後の検討における参考とさせていただくものであり、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら事業化などを約束するものではないことをご理解ください。

(2) 費用負担

サウンディング型市場調査への参加や資料作成に要する費用は、参加者の負担となります。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

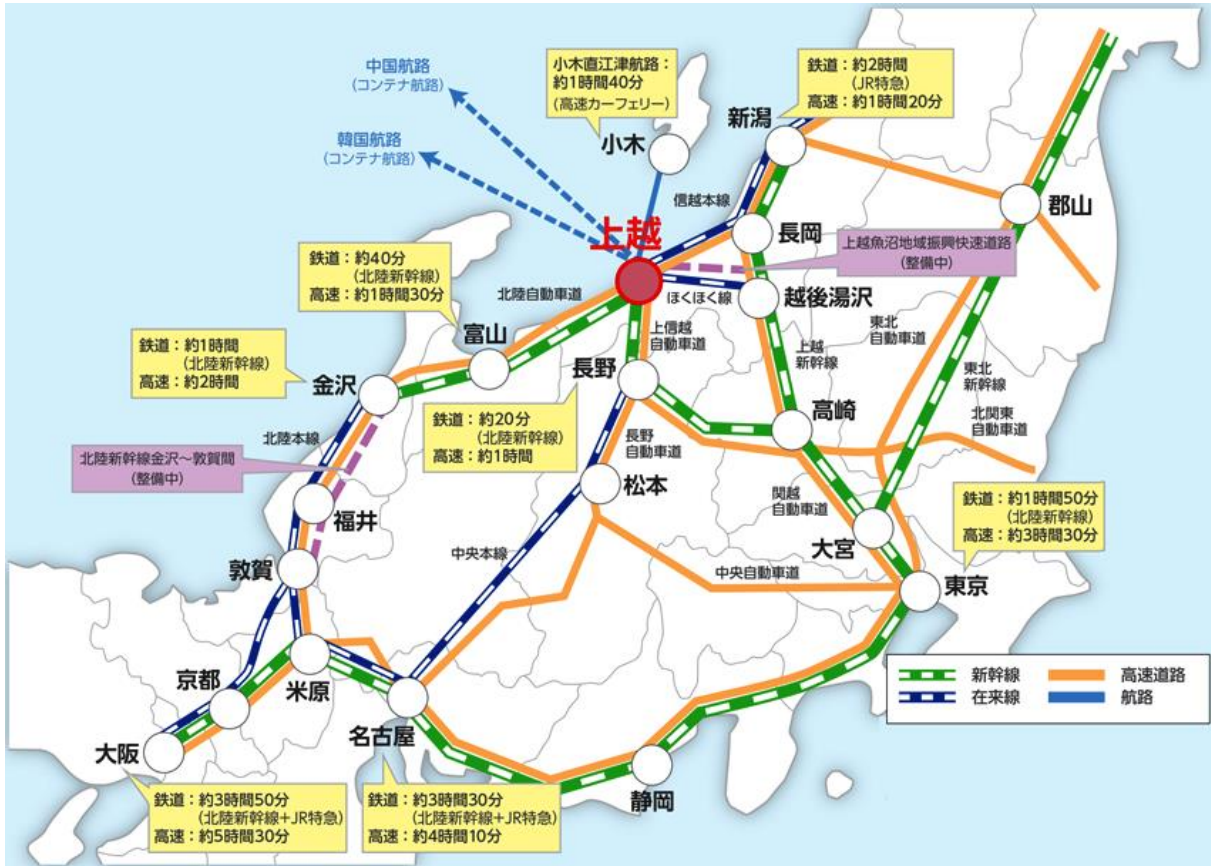
10 問合せ先

調査について、ご不明な点などがございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問合せ先】

上越市 産業観光交流部産業政策課 担当：岡
住 所：〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号
電 話：025-526-5111（内線：2206）
メー ル：sangyou@city.joetsu.lg.jp

◆ 上越市アクセスマップ



新潟県上越市

三の輪台いこいの広場の概要について

1 施設等の概要

名称	三の輪台いこいの広場			
所在地	〒942-0085 新潟県上越市大字五智国分 1609-4			
建物概要	構造	【センターハウス】		
	延床面積	鉄筋コンクリート造	354.55 m ²	昭和 60 年建築
	建築時期	【屋外トイレ】 2 棟		
		鉄筋コンクリート造	28.98 m ²	昭和 60 年建築
		【東屋】		
		鉄筋コンクリート造	33.60 m ²	昭和 60 年建築
		【炊事場】		
		鉄筋コンクリート造	31.50 m ²	昭和 60 年建築
		【多目的広場】		
		76,454.29 m ²		
土地概要	面積	76,454.29 m ² (市所有 : 76,454.29 m ²)		
	駐車場	110 台 (普通車)		
土地計画制限	区域区分	都市計画区域外		
	用途地域	用途区域外		
	防火・準防火	指定なし		
管理形態	方法	直営 (管理人等なし)		
	管理条例	三の輪台いこいの広場条例		
	施設除雪	なし		
機能	多目的広場、屋外トイレ (2 棟)、東屋、炊事場、風力発電 2 基			
収支実績	市収支	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	収入	26 千円	26 千円	26 千円
	支出	1,132 千円	1,090 千円	1,254 千円
	差引	▲1,106 千円	▲1,052 千円	▲1,228 千円
	令和 2 年度までは財産貸付収入あり			
年間利用者数	平成 27 年度に管理人を廃止し、利用者数の集計は行っておらず、いつでも誰でも使用できる多目的広場として利用されている。			
主な修繕履歴	平成 29 年	屋外トイレボールタップ取替、漏水修繕		
	平成 30 年	屋外トイレボールタップ取替		
	令和元年	修繕無し		
	令和 2 年	センターハウスのドア、低圧引込工事		
その他資料	施設配置図面			

2 広場の存続方針

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・現状の機能を継続しつつ、利用率の向上に向け、多様な有効活用策を検討する。・センターハウスは現在災害用の備蓄庫として使用しているが、令和4年度以降備蓄品を移設する予定である。
---------	--

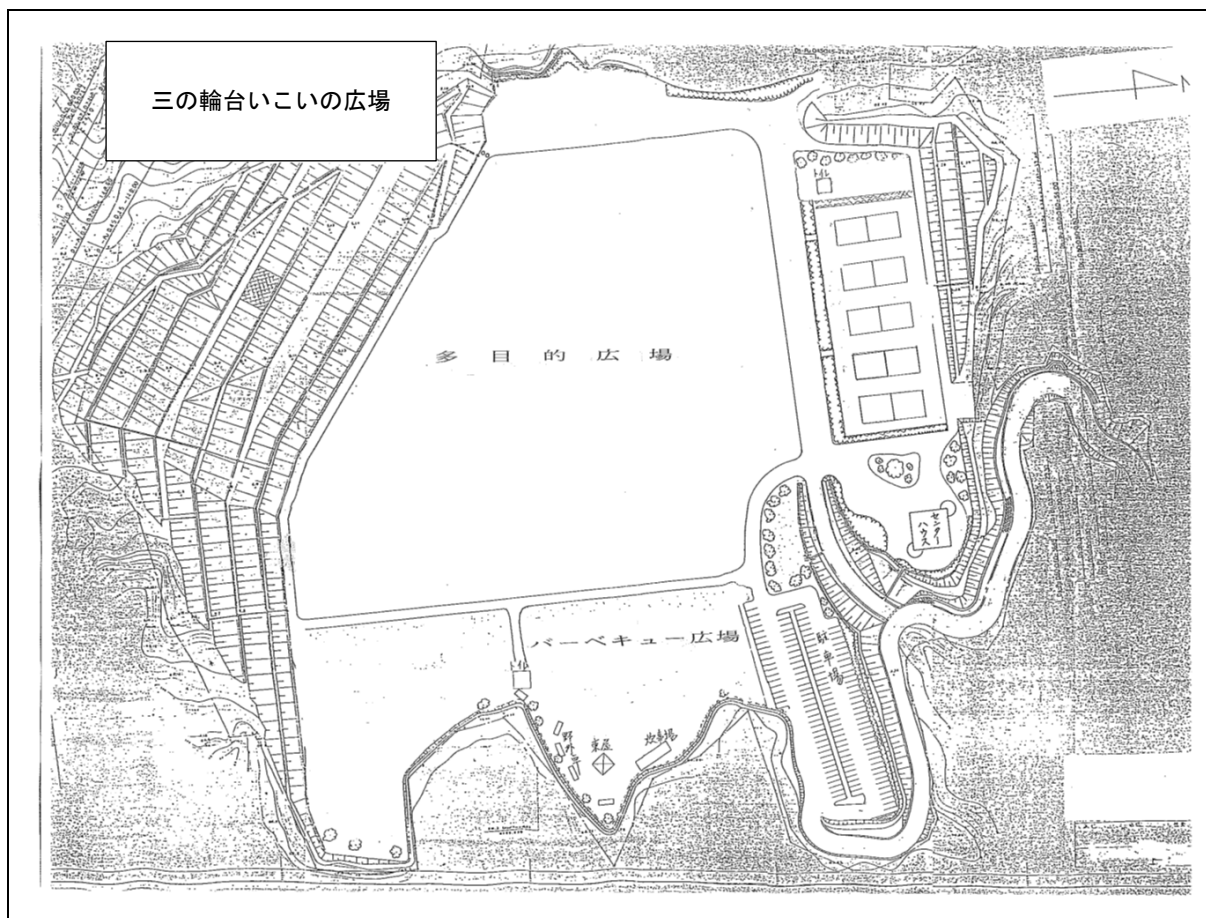
3 位置図



4 現況写真

別紙施設配置図面のとおり

5 平面図



三の輪台いこいの広場施設配置図



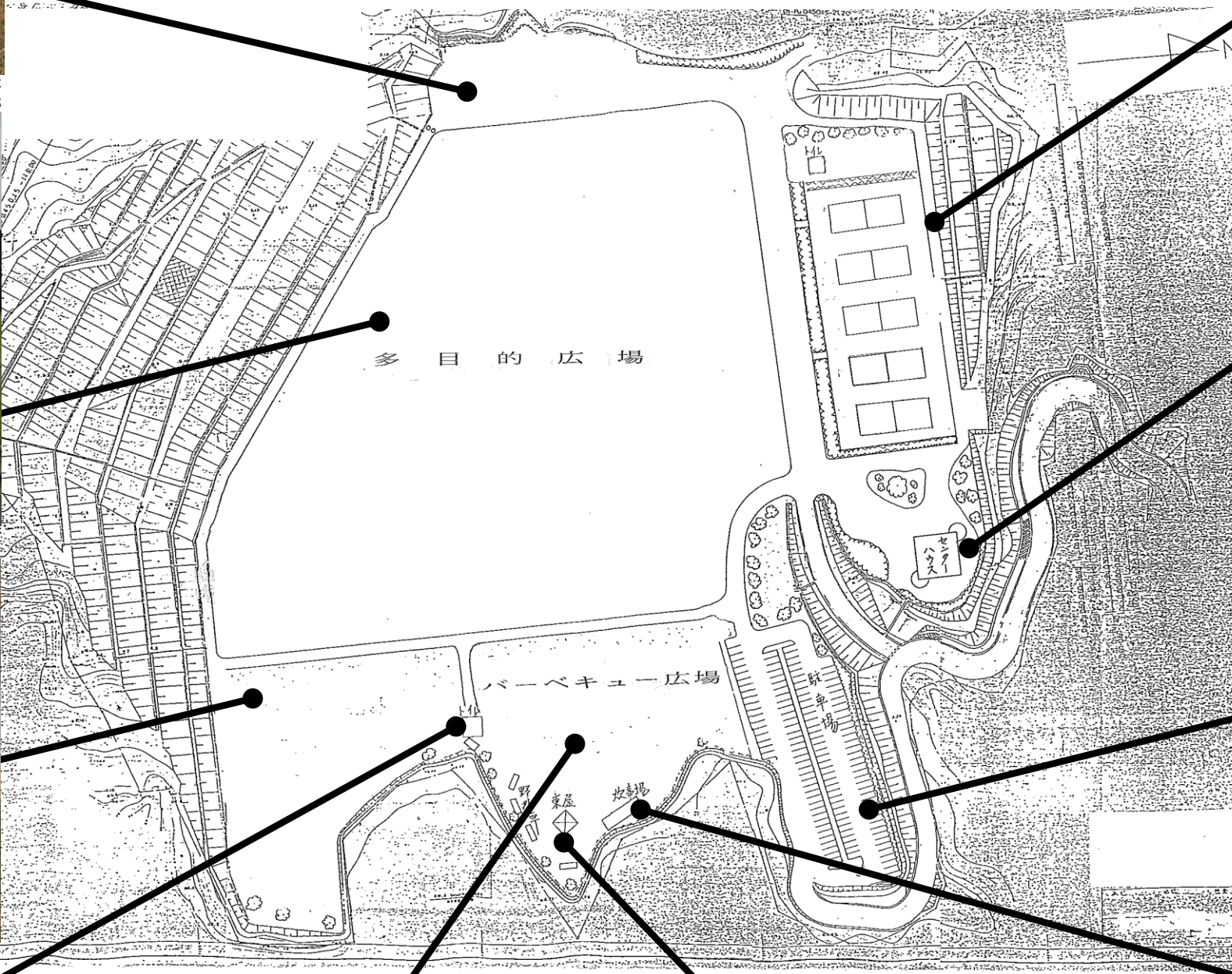
風車基礎



多目的広場



風車基礎



旧テニスコート
(H27 廃止)



センターハウス



駐車場



東側トイレ



バーベキュー広場



東屋



炊事場

地域協議会資料
令和3年12月21日(火)
福祉部 福祉課、高齢者支援課

市民いこいの家の温浴機能の廃止及びその後の利活用について

1 市の方針

市では、子どもや孫の世代への将来の財政負担を軽減するため、公の施設の適正配置を進めています。その中で、「市民いこいの家」につきましては、令和3年度末をもって温浴機能を廃止することとしています。

その後は、老朽化している春日山荘で実施している「高齢者の趣味講座」の一部を移転し、『高齢者の趣味活動の場』として活用するとともに、地域の皆さんによる“作品展示の場”や無料でお使いいただける“共有スペース”を設けるなど、地域の皆さんの交流の場や気軽に立ち寄りいただける憩いの場としての活用を考えています。

2 温浴機能廃止後の利活用について

(1) 新しい「市民いこいの家」の機能

【高齢者の趣味講座】

春日山荘で実施している「高齢者の趣味講座」の一部を移転

【趣味活動の作品展示の場】

「直江津ふれあい館（直江津小学校内）」で実施している高齢者の創作活動の発表（作品展示）の場を移転

【貸館】

高齢者の趣味講座の空き時間は貸館として活用

【共有スペース】

無料の共有スペースを設け、地域の皆さんが気軽に立ち寄り、交流できる憩いの場として活用

(2) 開館時間等の予定

開館時間：毎週月曜日から土曜日の午前9時から午後6時まで

休館：毎週日曜日・祝日、年末年始

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和4年1月：地域協議会へ諮問
- ・ 令和4年3月：市議会定例会へ提案
- ・ 令和4年3月末：温浴機能を廃止
- ・ 令和4年度中：施設の改修工事を実施、施設は休館とする
- ・ 令和5年4月：リニューアルオープン

4 取組イメージ

